平成十七年度	○・○九六
平成十八年度	○・○七七
平成十九年度	○・○六一
平成二十年度	○・○四七
平成二十一年度	○・○三四
平成二十二年度	○・○二二
平成二十三年度	○・○一三
平成二十四年度	○・○○六

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第一号中「四・〇九二」を「四・一四九」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。附則第二条において「昭和六十一年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項の表第六条の四第三項及び第六条の五第二項の項中「八万三千九百円」を「八万六千四百円」に改める。

第九十四条及び第百十七条中「十一万五百円」を「十一万千七百円」に改める。

第百三十六条第一項の表中「二七、一〇〇円」を「二七、八〇〇円」に、「五四、二〇〇円」を「五五、七〇〇円」に、「八一、三〇〇円」を「八三、五〇〇円」に、「一〇八、四〇〇円」を「一一一、三〇〇円」に、「一三五、五〇〇円」を「一三九、二〇〇円」に、「一六二、七〇〇円」を「一六七、一〇〇円」に、「一八九、九〇〇円」を「一九五、〇〇〇円」に、「二一七、〇〇〇円」を「二二二、九〇〇円」に、「二四四、一〇〇円」を「二五〇、七〇〇円」に、「二七一、二〇〇円」を「二七八、五〇〇円」に、「二九八、二〇〇円」を「三〇六、三〇〇円」に、「三二五、四〇〇円」を「三三四、二〇〇円」に、「三五二、五〇〇円」を「三六二、〇〇〇円」に、「三七九、六〇〇円」を「三八九、八〇〇円」に、「四〇六、七〇〇円」を「四一七、七〇〇円」に、「四三三、八〇〇円」を「四四五、五〇〇円」に、「四六〇、九〇〇円」を「四七三、三〇〇円」に、「四八八、〇〇〇円」を「五〇一、二〇〇円」に、「五一五、三〇〇円」を「五二九、二〇〇円」に、「五四二、四〇〇円」を「五五七、〇〇〇円」に、「五六九、五〇〇円」を「五八四、九〇〇円」に、「五九六、六〇〇円」を「六一二、七〇〇円」に、「六二三、七〇〇円」を「六四〇、五〇〇円」に、「六五〇、七〇〇円」を「六六八、三〇〇円」に、「六七七、八〇〇円」を「六九六、一〇〇円」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第四条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第四条、第九条関係）

昭和三十六年度	八・七三七
昭和三十七年度	八・二三〇
昭和三十八年度	七・七四八
昭和三十九年度	七・二九二
昭和四十年度	六・八六〇
昭和四十一年度	六・四五〇
昭和四十二年度	六・〇六二
昭和四十三年度	五・六九四
昭和四十四年度	五・三四五
昭和四十五年度	五・〇一四
昭和四十六年度	四・七〇〇
昭和四十七年度	四・四〇三
昭和四十八年度	四・一二二
昭和四十九年度	三・八五五
昭和五十年度	三・六〇一
昭和五十一年度	三・三六二
昭和五十二年度	三・一三四
昭和五十三年度	二・九一九
昭和五十四年度	二・七一四
昭和五十五年度	二・五二一
昭和五十六年度	二・三三七
昭和五十七年度	二・一六三
昭和五十八年度	一・九九八
昭和五十九年度	一・八四二
昭和六十年度	一・六九四
昭和六十一年度	一・五五三
昭和六十二年度	一・四二〇
昭和六十三年度	一・二九四
平成元年度	一・一七五
平成二年度	一・〇六一
平成三年度	○・九五四
平成四年度	○・八五二